

■第1回高浜地区復興まちづくりの会について

第1回高浜地区復興まちづくりの会の議題は以下の通りです。

詳細については、別添の当日配布資料をご参照ください。以下には、主な説明内容を記載します。

○アンケート結果の報告【資料1】

平成23年7月8日から7月26日の期間で被災地及びその周辺の各世帯を対象に「復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査」を行いました。そのうち高浜地域分の分析結果についてご説明いたしました。詳細は配布資料をご覧ください。

○検討会の立ち上げについて【資料2】

再びこのような深刻な被害を受けないよう、安心・安全に暮らすことができるまちを地区の皆さんで十分に議論していただくため、「検討会」を立ち上げて議論していただくことをご提案し、ご了承いただきました。

- ・高浜地区では、自治会等から選出された17名のメンバーで構成される「検討会」を組織し、検討を進めます。また、まちづくりの会当日にご要望のあった学校関係者を構成メンバーに加えることにつきましては、「検討会」メンバーとの協議の結果、既に「検討会」の構成メンバーに学校関係に精通した方がおりましたので、当日、ご提案した構成メンバーのみとなりました。
- ・検討会で話し合われたことは、毎回、「地区復興まちづくり便り」で皆さんに検討状況を報告し、意見募集を行います。「地区復興まちづくり便り」は、市の広報誌に挟み込む形で皆さんに配布します。
- ・ある程度、計画がまとまった段階で「計画案内覧会」を地区の集会施設等で開催し、その場で計画案のご説明やご質問にお答えする他、ご意見をいただくこととしております。

○復興まちづくりの考え方、復興パターン案について【資料3】

今後の検討会での検討のたたき台として、これまで市で検討してきた「復興まちづくりの考え方」と「復興パターン案」をご説明いたしました。高浜地区では2パターンをお示ししておりますので、配布資料をご覧ください。

■留意点

- ・検討のたたき台であり、この案のどれかに決めるというものではありません。
- ・移転先の土地所有者の承諾や土砂災害警戒危険区域等具体的な調査はしていません。
- ・今後、国や県の方針決定や制度改正等により変わることがあります。

■復興パターン案の見方

- ・【非可住地】住宅を建てることができませんが、工場や商店等の事業系建物や倉庫等は建設できる区域です。
- ・【構造規制等条件付可住地】構造を強化した頑丈な建物を建てることにより居住することができる区域です。
- ・【面的嵩上げ】地盤を面的に嵩上げし、住宅を建てるようにする区域です。
- ・【移転候補地】高台等への移転先のイメージを示しています。
- ・【避難場所】地域防災計画等に位置付けられている代表的な避難場所を示しています。
- ・【津波避難ビル等】津波発生時に避難することができる強固な建物の配置を示しています。
- ・【防潮堤】過去に発生した2番目に大きい津波、明治三陸津波クラスに対抗する防潮堤を整備する予定です。

○復興まちづくりの手段・方法について【資料4】

復興パターンに沿ったまちづくりの事業手段・手法についてご説明いたしましたので、配布資料をご覧ください。

- ※現行制度に沿った内容を記載しておりますが、要件緩和等制度改正が検討されております。
- ・宮古市は沿岸部一帯で大きな被害を受けており、市のお金だけで復興を進めることは難しいことから、国の補助制度を活用しながら事業実施を図ります。
- ・個別嵩上げや構造規制区域での再建には、現状で補助制度がありませんので、被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資制度の活用もご検討ください。

■皆さんからのご意見・ご提案

復興まちづくりについて

- ・高浜小学校までの通学路について、安全に通学ができるよう検討してほしい。
- ・津波だけでなく、山崩れなどに対応した防災まちづくりの検討をしてほしい。
- ・国道下の道路脇への擁壁の設置や地区の入口に陸閘の設置を検討してはどうか。
- ・堤防の内部に入り込んだ水の排水についても検討してほしい。

■主なご質問と回答

| | | | |
|-----------------|--|---|---|
| 検討の進め方について | Q：復興パターンについては今後住民の意見を取り入れた変更もありうるのか。 | → | A：今後の検討会で皆さんのご意見をお聞きしながら検討を進めていきます。非可住地の設定については、シミュレーション結果を基に統一的な考え方で設定していきます。 |
| 防潮堤や道路等の施設について | Q：今回の津波を完全に防ぐとしたら、どのくらいの高さの防潮堤が必要か。 | → | A：今回の場合は、津波が防潮堤を駆け上がる高さが海拔+19.1mで、1mの余裕を見て海拔+20.1mの高さが必要になると思われます。 |
| | Q：防潮堤の高さは海拔+10.4m以上にならないのか。 | → | A：国の方針として、防潮堤については今までの津波で2番目に高い津波を防ぐ高さとしていますので、海拔+10.4m以上にはならないと思われます。 |
| | Q：防潮堤の嵩上げの時期はいつごろになるのか。 | → | A：現在、県が計画を立てているところであり、分かり次第お知らせします。 |
| | Q：消波ブロックは、津波に対してどのくらいの効果があったのか。 | → | A：消波ブロックは平常時に波が駆け上がってくるのを防ぐためであり、今回の津波では一緒に流されてしまい、大きな効果は見られませんでした。 |
| | Q：避難道路の幅はどの程度を想定しているのか。 | → | A：現段階では、高浜から宮古短大までは車が通行できる道路で、山裾は人が歩ける程度の幅員を想定しています。高浜は山へ通じる道があっても、それらを横につなぐ道はないので、孤立しないように人が歩ける道の整備を検討しています。 |
| 復興まちづくりについて | Q：高浜は漁業のまちなので、漁業振興なくして復興はありえないと思う。 | → | A：漁業を始めとした産業など個別の分野については、来年3月に策定予定の復興推進計画のなかで検討を進めます。 |
| 事業手法について | Q：高台移転の場合、全員の同意が必要で、ひとりでも反対すると成立しないということなのか。 | → | A：住んでいる場所が危険であるため、そこから集団的に移転するという事業です。住民の皆さんの合意形成が必要不可欠となります。 |
| 浸水区域内の土地、建物について | Q：非可住地となった場合は、土地を買上げてくれるのか。 | → | A：移転する区域の全員の同意があれば土地の買上げができます。 |
| | Q：すでにリフォームをしているところなどは当然現地に住みたいと思うはずだ。 | → | A：その場所が危険かどうかを、シミュレーション結果をもとに検討します。必ずしも高浜地区で非可住地を設定するというわけではありません。 |